

がん具用煙火（おもちゃ花火）の規制について



事業所関係者 様

がん具用煙火（おもちゃ花火）は、児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例で危険物品として定められており、百貨店等の売場へ持込みが出来る量や、貯蔵及び取扱いに関する措置が規定されているため、陳列・販売される場合は適切に管理する必要があります。

下記の質疑応答や別紙フローチャートを参考に適切な対応をお願いします。

（質疑応答）

Q コンビニで花火を販売できますか？

A はい。コンビニなどの小規模の物販店では、申請の必要もなく販売できます。1 0 0 0 m²を超えるような百貨店等（物品販売店）では持ち込みが禁止されています。

Q 大きい店舗（1 0 0 0 m²以上）では花火は販売できないのでしょうか？

A いいえ。下記を参考に持ち込む花火の火薬量、設置場所を限定し、申請すれば販売できます。

- ・火薬量の合計（保管含む）が2 5 k g 以下で、陳列量は5 k g 未満での販売。
- ・避難上又は通行上支障のない場所で、階段室から離れた（5 m以上）場所。
- ・消火器具を設けること。
- ・防火管理者等による監視、消火の体制が整っていること。

Q 販売と保管方法を教えてください。

A 取り扱う量によって異なるため、下記の表を参考にしてください。

取扱い量	販売・保管方法
5 k g 未満	炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。
5 k g 以上 2 5 k g 以下	ふたのある不燃性の容器に入れ、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。
2 5 k g を超える量	持ち込みできません。

Q 申請方法を教えてください。

A まずは別紙のフローチャートに基づいて、申請が必要の有無を再度確認してください。

「禁止行為の解除承認申請書」の届出が必要がある場合は、別添記載例を参照に申請書（火薬量のわかる資料、店舗レイアウトを含む）を作成し、消防本部予防課に届出を行ってください。

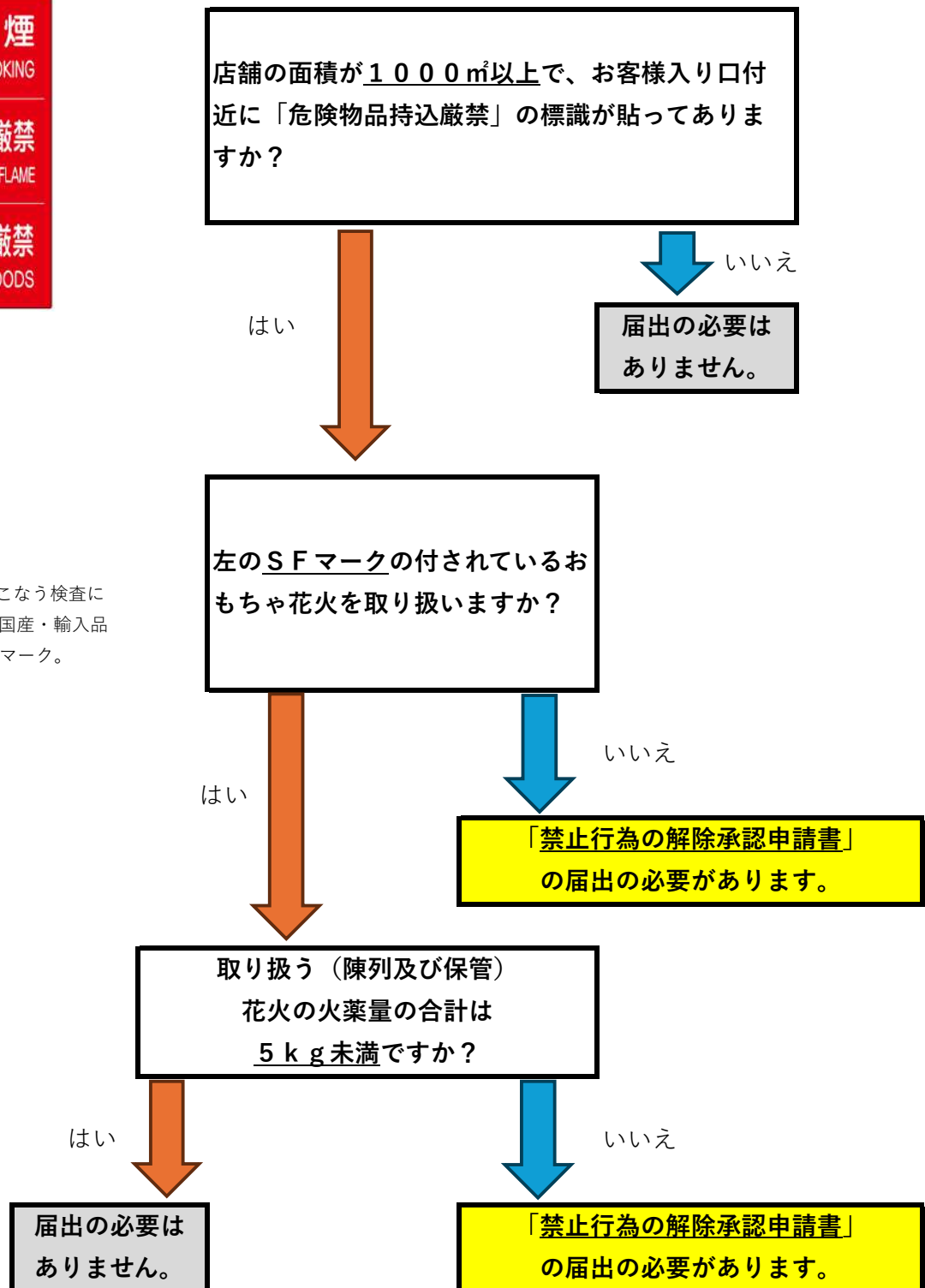
【お問い合わせ先】

児玉郡市広域消防本部予防課 予防係
TEL 0 4 9 5 - 2 4 - 8 3 9 2

フローチャート



※ (公社)日本煙火協会がおこなう検査に合格した国内を流通する国産・輸入品のおもちゃ花火に付けるマーク。



様式第2号（第5条関係）

（記載例）禁止行為の解除承認申請書

〇〇年〇月〇日			
児玉都市広域消防本部 消防長 様			
届出者 電話 〇〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇番 住 所 本庄市西富田〇〇 氏 名 店長 消防二郎			
火災予防条例第23条第1項の規定による禁止行為について解除の承認を受けたいので下記により申請します。			
防火対象物 または場所	所在地	本庄市西富田〇〇 電話〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇番	
	名称	児玉都市広域マーケット	用 途 店舗
	関係者住所	東京都〇〇区〇〇町〇-〇〇-〇	
	氏 名	代表取締役 消防太郎	
指 定 場 所	階	1階	階の用途 店舗
	名称	アウトドアコーナー	場所の用途 売場
	構 造	耐火造	内部仕上 不燃材
解除を受けようとする 行 為	種 類	喫 煙 ・ 裸火使用 ・ 危険物品持込み	
	期 間	〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで	
	理 由	がん具用煙火の販売のため	
	内 容	がん具用煙火20kg持ち込み（販売4kg、保管16kg）	
行 為 者	住 所	本庄市西富田〇〇	
	職 業	店長	
	氏 名	消防二郎（年令〇〇歳）男・女	
火災予防上講じた措置		付近に消火器を設置。防火処理の施したシートを被せ販売し、不燃ロッカーに保管する。	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
		承認年月日 年 月 日	
		承認番号 第 号	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 指定場所詳細図および当該場所付近の概要図を添付すること。

3 行為者が2人以上の場合は、その所属氏名、年令性別を記載した書類を添付すること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

(例) 取扱い花火の火薬量

[illegible]

(例) 店舗レイアウト図

